

京丹後市農業経営基盤の強化 の促進に関する基本構想

京 丹 後 市
(令和5年9月)

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1 京丹後市農業の現状	1
2 現状をふまえた農業構造	1
3 構想樹立に当たっての基本的な考え方	2
4 施策の方向	2
5 構想の実現	3
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等	3
に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等	3
に関する営農の類型ごとの新たに農業を営もうとする青年等が目標 とすべき農業経営の指標	
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び 育成に関する事項	3
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	3
(1) 就農等希望者の受入体制の確保	4
(2) 多様な担い手の確保	4
2 関係機関との役割分担・連携の考え方	4
3 主体的に行う就農等促進のための取組	4
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成の ための情報収集・相互提供	5
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の 集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	5
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の 集積に関する目標	5
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	5
(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状	5
(2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の 利用集積や地域における将来の農地利用のビジョン	6
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	6
(1) 協議の場及び地域計画の推進に関する事業	6
(2) 地域の土地利用体系を総合的に合理化する「地域農場理念」 の実現に関する事業（土地対策）	6
(3) 農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋その他の委託を 受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	6
(4) 農業生産物の流通、販売を改善、拡大する事業（流通等改善対策）	6
(5) 農商工連携・6次産業化に関する事業	7
(6) その他の事業	7
1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定 する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる 事業に関する事項	7
(1) 協議の場の開催時期	7

(2) 協議の場の参加者	7
(3) 地域計画の区域の基準	7
(4) 地域計画の策定に向けた進め方	7
2 利用権設定等促進事業に関する事項	7
(1) 京丹後市農用地利用の基本指針	7
(2) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	8
(3) 利用権の設定等の内容	9
(4) 農用地利用集積計画の策定期間	9
(5) 要請及び申出	9
(6) 農用地利用集積計画の作成	10
(7) 農用地利用集積計画の内容	10
(8) 同意	11
(9) 公告	11
(10) 公告の効果	12
(11) 利用権の設定を受けた者の責務	12
(12) 紛争の処理	12
(13) 賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者に対する勧告	12
(14) 農用地利用集積計画の取消し	12
(15) 取消の公告等	12
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる	13
区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	13
(2) 区域の基準	13
(3) 農用地利用改善事業の内容	13
(4) 農用地利用規定の内容	13
(5) 農用地利用規定の認定	13
(6) 特定農業法人等を定める農用地利用規定の認定	14
(7) 農用地利用改善団体の区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用	14
(8) 農用地利用改善事業の指導、援助	15
4 農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を	15
受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	
5 農産物流通・販路に関する事項	15
6 農商工連携・6次産業化に関する事項	16
7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	16
(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	16
(2) 推進体制等	16
第6 その他	17
別紙1 (第2関係)	19
別紙2 (第2の2関係)	24
別紙3 (第5の2(3)関係)	27

京丹後市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

京丹後市は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、京丹後市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（以下「基本構想」という。）を定める。

基本構想は、本市農業の発展を願い、令和14年度を目標年次とし、今後10年にわたる育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の姿と、そのような農業経営を育成していくための施策を明らかにし、それを構想として提示するものである。なお、策定にあたっては、基本構想が地域と協働した営農環境の維持に向け、今後の具体的計画樹立、関連事業等の指針となることを前提に、実現可能であると判断できる構想となるよう策定したが、経済的、社会的状況の変化等により目指すべき方向を見直す必要があると認められるときは、速やかな見直し、改正がなされなければならない旨を付記する。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 京丹後市農業の現状

京丹後市は、京都府の北西部に位置し、米作を主体とする農業生産を展開してきたが、海岸部砂丘地や丹後国営開発農地において畑作農業の展開が顕著になってきている。

なお、市の農業の現状を顕著に表す農業者、農地、経済の各指標は、次のとおりである。

- ① 農家数 販売農家で15百戸（過去10年間の減少率3割強）
 認定農業者数 189人（R5.5）
- ② 農地面積 3千1百ヘクタール（過去10年間の減少率1割）

2 現状をふまえた農業構造

京丹後市の農業構造の特徴は、米に依存する農業者が多い地域であり、高齢化や後継者不足による担い手不足が進んでいる。今後は、本市においても担い手の確保・育成を早急に進めていかないと、米価の下落傾向が続くなかで、地域農業の維持が困難となることが懸念される。このため、集落を越えた広域的な農作業受託組織の育成や、経営感覚に優れた「集落型農業法人」等の育成を図ることにより、多様な担い手や集落営農組織との連携・協働による持続性のある地域農業づくりを目指す必要がある。

また、次世代を担う青年就農者の確保のため、本市の農業担当部局内に「新規就農相談窓口」を設置することにより就農相談体制を整備するとともに、果樹農業の振興に資することを目的に設立された「京丹後市果樹振興協議会」において新規参入者・新規就農者の受入促進を進めるなど、新たな地域の担い手となる青年就農者の確保・育成を図る必要がある。

国営開発農地については、丹後農業実践型学舎の卒舎生による加工用野菜の契約栽培での安定的に収益を確保する事例、市外企業の参入による大規模生産、工業団地参入企業への新たな加工用野菜の契約栽培面積の増加など、新たな取り組みも生まれてきている。今後も引き続き、国営開発農地の特色でもある大区画圃場を有効活用し、スケールメリットを活かした経営展開をさらに推進する必要がある。

3 構想樹立に当たっての基本的な考え方

京丹後市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、農業を職業として選択することができる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業経営の確立を目指す。

4 施策の方向

京丹後市は、将来の地域農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、京丹後市は、農業協同組合、農業改良普及センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制を編成する等（各所職員の配置体系改編を含む。）により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話合い（土地利用調整活動を含む。）を促進する（地域農場理念）。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対し必要な農地が確保できるよう、農業委員会との連携を強化しつつ、「農地の所有権・利用権分離」を京丹後市農用地利用基本理念に据えその利用権設定等を進める。これらの農地の流動化に関しては、農用地利用改善団体の組織化を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他のサラリーマン農家等にも本基本構想その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営体の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用を同条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）への集積（その場合、「農用地所有権と利用権の分離」の原則に照らし合わせ、より効率的な土地利用実現のためになされる、小規模農業者への土地利用集積を妨げるものではない。）はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施するよう努めることとし、京丹後市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

5 構想の実現

京丹後市は、基本構想実現のため農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターの担当職員等で構成する「農業技術者協議会」を設置し、総合的かつ個別具体的な推進方策の検討を進めるとともに、認定農業者及び認定新規就農者の審査機関としての機能をもたせる。同時に、同協議会の内部機能を充実するため個別課題に応じた専門部会を設置し、個別具体事例の検討と問題解決を図る。

また、併せて本市農業担当部局に「農業経営改善支援センター」を設け、農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織、新たに農業経営を営もうとする青年等であって青年等就農計画の認定を受けようとする新規就農者等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を営む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の指導を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に京丹後市等で展開している優良事例をふまえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと別紙1のとおりである。また、農業を主業とする農業者が、他産業並みの労働時間により、他産業並みの農業所得水準を実現できるような代表的な指標を次のとおり示す。

- 年間農業所得 概ね500万円以上
- 年間労働時間 2,000時間以内

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

青年等が農業経営で生計が成り立つ水準のものとして、第2で示した指標を基に代表的な営農類型を示すと別紙2のとおりである。また、新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の代表的な指標を次のとおり示す。

- 年間農業所得 概ね250万円以上
- 年間労働時間 2,000時間以内

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

京丹後市の特産品である水稻や果樹などの農畜産物を安定的に生産し、京丹後市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用す

るとともに、京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）、農業改良普及センター、農業協同組合、農業委員会と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

（１）就農等希望者の受入体制の確保

新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援等の受入態勢の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

（２）多様な担い手の確保

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、京丹後市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

また、多様な担い手の安定確保を図るため、小規模農業者支援、UI ターン・定年帰農者等支援、共同利用機械等導入支援、農産物販路拡大・加工品開発支援、果樹農家営農推進支援等の多方面からの農業用機械等の取得支援を行う。

2 関係機関との役割分担・連携の考え方

京丹後市は、京都府、農業会議、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、京丹後市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等の斡旋・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ①農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報提供、農地等の紹介・斡旋等を行う。
- ②農業協同組合、農業改良普及センターは、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、経営指導、技術指導を行い、農産物の販路確保、販路拡大に向けた情報提供を行う。
- ③個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

3 主体的に行う就農等促進のための取組

＜受入＞

京丹後市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、本市農業担当部局内に「新規就農相談窓口」を設置し、農業改良普及センターや農業協同組合等の関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、

必要となる農用地等や農業用機械等の斡旋・確保、資金調達のサポートを行う。

＜定着＞

就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設ける等、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

京丹後市が主体となり、京都府、農業会議、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを実施できる体制を構築する。

＜青年等就農計画～農業経営改善計画＞

京丹後市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や京都府による新規就農関連の支援策を効率的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、京都府、農業会議、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、京都府及び京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するように努め、京丹後市の区域内において後継者がいない場合は、京都府及び京都農業人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。なお、面的集積の割合についても高めていくこととする。

50パーセント

（参考値 令和4年現在のシェア 38.5パーセント）

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

（1）農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

京丹後市の農業構造の特徴は、水田部と畑地部で大きく異なっており、担い手のいる畑地部に対し減少し続ける水田部、農地流動化の進む畑地部に対し進まない水田部、生産額増加傾向の畑地部に対し減少傾向の水田部と、相反する傾向が見てとれる。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積や地域における将来の農地利用のビジョン

農業政策の方向は、(1) のとおり水田部においては、畑地部に見られるような効率的かつ安定的な農業経営の実現にあることは明らかであり、そのため特に水田部農業の構造を改善することが旧にも増して重要である。

これらのことから、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対し必要な農地が確保できるよう、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体と連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

加えて、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや地域特産物の生産に活用するエリア等の設定を促進するとともに、再生が困難な荒廃農地や荒廃農地化が危ぶまれる農地については、地域の話し合いを通じて、計画的な植林などの粗放的管理も視野に入れた農地保全等の取組を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

京丹後市は、京都府が策定した「農業経営基盤強化基本方針」の第6章「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち水田作、畑作混在地域としての特性とますますの効率的経営が必要な水田営農の実態を十分ふまえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進のための事業に積極的に取り組む。

京丹後市は、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

- (1) 協議の場及び地域計画の推進に関する事業
- (2) 地域の土地利用体系を総合的に合理化する「地域農場理念」の実現に関する事業（土地対策）
 - ① 農用地の所有権と利用権の分離原則に基づき農地中間管理事業と一体的に実施する利用権設定等促進事業
 - ② 利用権設定等促進事業と一体的に実施する農地中間管理事業及び農業会議と相互補完しつつその実施を促進する事業
 - ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (3) 農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を受け行う農作業の実施の促進に関する事業
- (4) 農業生産物の流通、販売を改善、拡大する事業（流通等改善対策）
 - ① 農業生産物の個性化及び農産物流通の改善を促進する事業

- (5) 農商工連携・6次産業化に関する事業
- (6) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については地域の特性をふまえて、それぞれの地域で可能なものから順次重点的に実施する。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

＜協議の場の開催時期＞

地域農業に関わる者の幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

＜協議の場の参加者＞

農業者、京丹後市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農業会議の現地推進役、農地中間管理機構、土地改良区、京都府、その他地域住民などの関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。また、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農業振興課に設置する。

＜地域計画の区域の基準＞

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで京力農場プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

＜地域計画の策定に向けた進め方＞

また、京丹後市は、地域計画の策定に当たって、農業者・地域住民・京都府・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画の実行に際しては、目標地図に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

以下の項目においては、令和4年法律第56号（令和5年4月1日付け4経営第3216号）による一部改正前の農業経営基盤強化促進法（農業経営基盤強化促進に関する基本要綱）の規定を適用するものとする。

（1）京丹後市農用地利用の基本指針

- ① 農用地の利用権設定は、一定の地域単位（旧町単位、国営開発団地単位で、以下「地域単位」という。）に基づいた農用地利用集積計画により行う。
- ② 農用地利用集積計画における賃貸借期間は原則として10年（地域状況、作付作物状況により5年の整数倍数を可能とする。）とし、契約終期は地域単位で同一（別に定める「京丹後市農用地利用に関する基本指針」による。）とする。ただし、その期間中に新た

な利用権設定又は移転が生じた場合は、契約終期を地域における契約終期と同一とする。

- ③ 農用地利用集積計画の策定は、地域関係機関、農業委員会、その他関係者の意見を聞き行う。

(2) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う又は行おうとする者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる（認定農業者又はそれに準じる者の要件）。

ア．農用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の要件の全て（ただし、農業生産法人にあっては、（ア）及び（ウ）に掲げる要件）を備えること。

（ア）利用権の設定等を受ける農用地すべてについて、効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

イ．農業用施設用地として利用するために利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

- ② 農用地について所有権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては（ア）の要件）を備えている場合であって、地域の体系的土地利用又は農地の有効利用を図る上で合理的であると認められるとき、前項の規定にかかわらず、その者は利用権の設定等を受けることができるものとする。（一般農業者の特例規定）

- ③ 農業協同組合、農業協同組合連合会、農地中間管理機構又は農業者年金基金が事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等は除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア．耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ．その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ．その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うことを目的として利用権の設定等を

受ける場合は、①の規定にかかわらずそれができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら２つの利用権設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。（農地所有適格法人構成員のための農地の又貸し規定）

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第１８条第２項第２号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

ア．京丹後市（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和２７年政令第４４５号）第６条第２項第１号に規定される法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）

（ア）対象土地を農用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合は、法第１８条第３項第２号イに規定される要件を備えていると認められること

（イ）対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合は、その土地を効率的に利用できると認められること。

イ．農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第７２条の８第１項第２号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第２条第２項各号に掲げる事業（同項第６号に掲げる事業を除く。）を行う法人

（ア）対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権設定等を受ける場合は、その土地を効率的に利用できると認められること。

（３）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙３のとおりとする。

（４）農用地利用集積計画の策定期間

① 京丹後市は、（５）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 京丹後市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の３０日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５）要請及び申出

① 京丹後市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農

業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、京丹後市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 京丹後市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認められるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②及び③に定める申出を行う場合において、（4）の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申出の場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（6）農用地利用集積計画の作成

① 京丹後市は、（5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めるものとする。

② 京丹後市は、（5）の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、京丹後市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 京丹後市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（2）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するよう努めるものとする。

（7）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

① 当該農用地利用集積計画の地域、地域単位の利用権設定終期

② 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

③ ②に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、番地、地目及び面積

なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。

- ④ 利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ⑤ ②に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間で、①の利用権設定終期と同一でなければならない。）、借賃及びその支払いの方法、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑥ ②に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑦ ②に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑧ ②に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項を記載した報告書を参考資料（法人である場合は定款の写しも）を添えて京丹後市長に報告する旨の条件
 - ア．②に規定する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - イ．②に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
 - ウ．イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
 - エ．②に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響
 - オ．地域の農業における他の農業者との役割分担
 - カ．②に規定する者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、アが行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにアが行う耕作又は養畜の事業への従事状況
 - キ．その他参考となるべき事項
- ⑨ ②に規定する者が④、⑤以外の設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項
- ⑩ ②に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

京丹後市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の③に規定する土地ごとに（７）の②に規定する者並びに当該土地について使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が五年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

（９）公告

京丹後市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑩までに掲げる事項を京丹

後市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

京丹後市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

京丹後市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者に対する勧告

京丹後市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃貸権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

- ① その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- ② その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
- ③ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取消し

京丹後市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち以下に係る賃貸権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す。

- ① (9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃貸権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
- ② (13)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

(15) 取消の公告等

京丹後市長は、(14)の取消しをしたときは、(14)の①及び②に係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を京丹後市の掲示板への掲示により公告する。

なお、この公告により(14)による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定等のあつ

せんその他必要な措置を講ずる。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

京丹後市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる地区の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（概ね1～3集落又は国営開発団地区域）とするものとし、原則として1の(7)の①「当該農用地利用集積計画の地域」と同一とする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ. その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、原則として農作業の効率化、作付地の集団化、その他農業生産の合理化に関する実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定される要件を備えるものは、基本要綱に定める参考様式第6・1号の農業経営改善計画認定申請書を京丹後市に提出して、農用地利用規程について京丹後市の認定を受けることができる。

② 京丹後市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をする。

ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ. 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程

の内容が当該地域計画の達成に資するものであること

ウ．農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ．認定農業者とその他の構成員との役割分担が、認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ．農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 京丹後市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人等を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、法第23条第4項に規定される特定農業法人及び特定農業団体（以下「特定農業法人等」という。）を、当該特定農業法人等の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア．特定農業法人等の名称及び住所

イ．特定農業法人等に対する農用地の利用の集積の目標

ウ．特定農業法人に対する農用地の利用権の設定等及び特定農業法人等に対する農作業の委託に関する事項

③ 京丹後市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア．②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ．申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人等が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ (6)の①の認定を受けた特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用

特定農用地利用規程で定められた特定農業法人等は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該

区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 京丹後市は、農用地利用改善団体（(5)の②の認定を受けた団体）が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 京丹後市は、農用地利用改善団体又は農用地利用改善団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体の協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

京丹後市は、効率的かつ安定的な経営の育成に必要な経営規模を確保するため、農用地の利用権設定等を進めることを基本とするが、地域条件等により利用権設定等だけでは十分な農業経営基盤が確保されない場合に対処するため、また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、次に掲げる事項等の推進により農作業の受委託を促進するものとし、そのために必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の斡旋の促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は集落営農組織の育成
- ③ 農作業の受託などを通じた農業機械利用の効率化等を図ることの必要性についての普及啓蒙
- ④ 地域及び作業ごとの事情に応じた農作業受委託から、ひいては利用権の設定へと繋がる一連の啓蒙普及活動の促進

5 農産物流通・販路に関する事項

京丹後市は、安定した農業経営達成のための大きな要素となる農業生産物の販売単価の上昇、消費の拡大その他の流通・販売分野の改善を図るため、農業協同組合等と協力しつつ、消費動向に即した産品開発、産品品質向上、計画的流通・販売体系づくり等を推進する。特に、有機及び特別栽培農産物（米を含む。）生産の拡大による産地化、差別化は、消費動向に即する代表的なものと位置づけられることから、大都市圏を中心とした情報発信、流通基地整備及び販路開拓等により京丹後ブランドの確立を積極的に進めることとし、また国の「みどりの食料システム戦略」の策定を受け、有機農業や環境にやさしい農業やSDGsに配慮することなど将来世代に負荷がかからない農産物の一定の基準や考え方を検討する「京丹後市みどりの農産物認定委員会」を設立し、市独自のブランド認定を積極的に推進するものとする。そのなかで、市内農産物の販路拡大と認知度の向上を図るため、農業者のICT（情報通信技術）の利用を積極的に推進するとともに、ICTを活用した生産から集荷・加工・流通・販売までの一貫した6次産業化の実現を目指すものとする。また、市内農産物の流通戦略を積極的に推進していくため、民間事業者と関係機関で構成する「地域商社協議会」を組織し、地域の農産物を束ね、新たな販路を開拓し、域内・都市部への販売を拡大するとともに

に、新たな流通体制の構築や加工品開発、観光分野との連携を進め、域内外の消費を増大させる仕組みを構築し、地域経済の活性化を積極的に推進するものとする。

6 農商工連携・6次産業化に関する事項

京丹後市では、地域農業の再生を図るため、農業者と商工業者が連携し、農業者が地域の特性を活かして生産した農産物を供給し、商工業者が素材として加工することにより付加価値を創出し、それを流通・販売するなどの農商工連携の取り組みに対して支援するものとする。これらの農商工連携の取り組みをきっかけとして、意欲ある農業者が生産から加工・流通まで一体化した農業ビジネスに取り組むことにより、付加価値の高い農業経営ができるよう必要な支援を行なうとともに、農業者と食品企業・飲食店等との結びつきの拡大に向けた商談会を開催するなど、地域農産物等を活用した農業・農村の6次産業化を推進するものとする。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

京丹後市は、1から7に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策の実施を見込むとともにその連携に配慮する。

① 環境保全に配慮した農業生産に関する事項

京丹後市は、食の安全・安心や生物多様性など、消費者の環境に対する意識の高まりから、化学合成肥料・農薬使用の削減が求められるなか、コウノトリをはじめとする多様な生物が息づく豊かな自然や農村環境を後世にわたり維持・継続できるよう策定された「京丹後市生物多様性を育む農業推進計画」に基づき、「生物多様性を育む農業推進事業」、「環境保全型農業直接支払交付金事業」等の支援策を活用するなどして、環境保全に配慮した持続可能な農業の発展を目指すものとする。

また、環境立市を標榜する立場から、環境保全に配慮した農業生産体系の構築を積極的に推進する。環境保全に配慮した農薬の使用等、市域内農業生産物の付加価値を環境保全に立脚したものに据え、前記の流通販路の拡大、改善と併せ積極的に推進するものとし、ブランド強化に向けた栽培基準の策定や統一などを行うなど、環境保全に配慮した農業生産を推進するものとする。

② 持続可能な力強い農業の実現に関する事項

京丹後市は、農家の高齢化や米価の下落等により、多くの農業者のリタイアが見込まれるなか、地域農業の将来の在り方の計画である「地域計画」を、すべての集落において策定するものとする。その計画策定の過程において、集落内での徹底した話し合いを通じた合意形成により規模拡大を図るとともに、別紙1の営農類型に規定する経営体が太宗を占める構造を目指すものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

京丹後市は、市、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターその他の関係団体、農業経営改善支援センター、有識者等をもって構成する京丹後市農業技術者協議会

において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。市農業技術者協議会は、このような検討結果を踏まえ、今後１０年にわたり、第１、第４で掲げた目標や第２の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区等は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第６ その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、その都度別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成１７年４月１日から施行する。

この基本構想は、平成１９年４月１日から施行する。

この基本構想は、平成２２年５月３１日から施行する。

この基本構想は、平成２４年１２月４日から施行する。

この基本構想は、平成２６年９月２６日から施行する。

この基本構想は、令和５年９月２８日から施行する。ただし、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。

京丹後市農業経営指標作成の前提条件

- ① 個別経営体の基幹労働人数は、主たる従事者とその家族従事者 1 人の計 2 人とし、年間家族労働力（上限 4,000 時間）または、月別家族労働力が不足する場合は、雇用労働（時間給 1,000 円）で対応することとした。

また、組織経営体の基幹労働人数は 3 人とし、年間組織労働力（上限 6,000 時間）または、月別組織労働力が不足する場合は雇用労働（時間給 1,000 円）で対応することとした。
- ② 月別経営体労働力は、週に 2 日の休日を取り、1 日最大 8 時間／人とした。
- ③ 表中の農業所得は、主たる農業従事者の所得を含めた農家所得（または組織経営体所得）で示した。
- ④ 栽培作物は既に定着している作物を中心に、今後定着を目指す作物を取り入れた。
- ⑤ 技術水準は、現に行われている先進技術を基礎とした。
- ⑥ 農地は、水田・砂丘畑においては 1 ha を上限に自作地とし、残りの農地及び国営開発農地は借地することとした。（借地料は、6,800 円/10a で設定）
- ⑦ 作物別基礎データは、京都府農林水産部作成作物別標準指標、販売単価は直近 5 年の水準を主体に用い、出荷経費、施設利用料等は J A 取扱単価を用いた。

各作物の収量は、管内における比較的高水準の実績を用いた。
- ⑧ 固定資産資金の調達は、1／2 を自己資金、1／2 を制度資金などの借入とし、その利子は年利 1.5% とした。また減価償却は定額法によった。修繕費は、新調価格に年間、建物施設 2 %、機械 5 % を乗じて計算した。
- ⑨ 経営所得安定対策の水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（大豆等）は 35,000 円/10a、産地交付金は令和 5 年度における市設定分を品目に応じて加算した。

別紙1(第2関係)
【個別(家族)経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態 様 等	農業所得等
水稲大規模 ＋ WCS大規模	水稲 10ha WCS 15ha	[資本装備] 水稲大型機械化体系 ・育苗～乾燥調製まで経営内で完結 WCS大型機械化体系 ・直は栽培で収穫作業のみ畜産農家が実施	○複式簿記の記帳 ○青色申告の実施 ○パソコン等による 経営管理	○雇用労働力の確保 ○給料制や休日制の導入 ○労働環境と作業環境の改善	5, 125千円 主たる従事者数 1人 家族経営体労働力 2. 0人 家族労働時間 1, 675時間 雇用労働時間 1, 725時間
水稲大規模 ＋ 部分作業 受託	水稲 15ha (借地 14ha) 作業受託 2. 5ha	[資本装備] 水稲大型機械化体系 育苗～乾燥調製まで経営内で完結 [その他の条件] 基盤整備田、大区画、栽培地集積	○複式簿記の記帳 ○青色申告の実施 ○パソコン等による 経営管理	○雇用労働力の確保 ○給料制や休日制の導入 ○労働環境と作業環境の改善	5, 007千円 主たる従事者数 1人 家族経営体労働力 2. 0人 家族労働時間 2, 471時間 雇用労働時間 462時間
水稲中規模 ＋ 黒大豆子実 ＋ えだまめ ＋ 採種野菜	水稲 6. 0ha 黒大豆子実 2. 0ha 黒愛菜 0. 5ha 紫ずきん 0. 5ha 採種甘藍0. 1ha (借地 8. 1ha)	[資本装備] 水稲中型機械化体系 耕起、田植～収穫までを経営内で実施 (苗購入、乾燥調製はRC利用) 施肥播種機 1台 (3戸共同) 管理機 1台 (3戸共同) 豆脱粒機 1台 (3戸共同) 等 採種用パイプハウス 全額助成 [その他の条件] 基盤整備田、20アール区画 えだまめは国営開発地等の排水良好ほ場	○複式簿記の記帳 ○青色申告の実施 ○パソコン等による 経営管理	○給料制や休日制の導入 ○労働環境と作業環境の改善	5, 066千円 主たる従事者数 1人 家族経営体労働力 2. 0人 家族労働時間 3, 278時間 雇用労働時間 20時間

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等	農業所得等
水稲中規模 ＋ 露地野菜	水稲 6.0ha かんしょ 1ha 加工原料タマネギ 2ha ブロッコリー 1ha (借地 8.0ha)	[資本装備] 水稲中型機械化体系 耕起、田植～収穫までを経営内で実施 (苗購入、乾燥調製はRC利用) 野菜移植機 1台 (5戸共同) ブームスプレーヤー 1台 (3戸共同) [その他の条件] 基盤整備田、20アール区画 野菜類は水田・国営開発地の排水良好ほ場	○複式簿記の記帳 ○青色申告の実施 ○パソコン等による 経営管理	○雇用労働力の確保 ○給料制や休日制の導入 ○労働環境と作業環境の改善	5,095千円 主たる従事者数 1人 家族経営体労働力 2.0人 家族労働時間 3,403時間 雇用労働時間 141時間
	露地野菜 小玉すいか 0.5ha 露地メロン 0.3ha かんしょ 1ha 青果長だいこん 1ha (借地 1ha)	[資本装備] トラクター 20馬力 1台 (個人) ブロードキャスター 1台 (個人) だいこんは種機 1台 (個人) だいこん洗浄機 1台 (個人) かんしょつる切り機 1台 (個人) かんしょ収穫機 1台 (個人) うね立てマルチャー 1台 (個人) 他 [その他の条件] 砂丘・国営開発畑等の排水の良好なほ場 スイカ・メロンの後作にだいこんを作付け	○複式簿記の記帳 ○青色申告の実施 ○パソコン等による 経営管理	○雇用労働力の確保 ○給料制や休日制の導入 ○労働環境と作業環境の改善	5,225千円 主たる従事者数 1人 家族経営体労働力 2.0人 家族労働時間 4,000時間 雇用労働時間 1,020時間
施設野菜 ＋ 露地野菜	ハウスメロン (半促成) 0.3ha ハウストマト (抑制) 0.3ha かんしょ 1ha (借地 1ha)	[資本装備] パイプハウス 3,000㎡(補助事業活用) トラクター 15馬力 1台 (個人) 肥料散布機 1台 (個人) 灌水装置 一式 (個人) 管理機 1台 (個人) (トマトは収穫後選果場に委託) [その他の条件] 砂丘・国営開発畑等の排水良好で、施設栽培に適したほ場	○複式簿記の記帳 ○青色申告の実施 ○パソコン等による 経営管理	○雇用労働力の確保 ○給料制や休日制の導入 ○労働環境と作業環境の改善	5,237千円 主たる従事者数 1人 家族経営体労働力 2.0人 家族労働時間 3,400時間 雇用労働時間 652時間

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等	農業所得等
施設野菜 複合	ねぎ(周年栽培)	[資本装備]	○複式簿記の記帳	○雇用労働力の確保	5,040千円
	0.2ha	パイプハウス 3,000㎡(補助事業活用)	○青色申告の実施	○給料制や休日制の導入	主たる従事者数
	みずな(周年栽培)		○パソコン等による		1人
	0.2ha	トラクター 15馬力 1台 (3戸共同)	経営管理	○労働環境と作業環境の改善	家族経営体労働力
	(借地 0ha)	全自動は種機 1台 (3戸共同) 灌水装置 一式 (個人) ねぎ洗浄機 1台 (個人) みずなは種機 1台 (3戸共同)			2.0人 家族労働時間 3,947時間 雇用労働時間 115時間
果樹複合Ⅰ	なし(幸水)	[資本装備]	○複式簿記の記帳	○雇用労働力の確保	5,624千円
	0.5ha	なし平棚 0.5ha(補助事業活用)	○青色申告の実施	○給料制や休日制の導入	主たる従事者数
	なし(ゴールド廿世紀)	なし棚 0.5ha(補助事業活用)	○パソコン等による		1人
	0.5ha	もも園防風垣 (補助事業活用)	経営管理	○労働環境と作業環境の改善	家族経営体労働力
	もも(白鳳等品種)	スピードスプレーヤー 1台 (5戸共同) 他			2.0人 家族労働時間 3,680時間 雇用労働時間 486時間
果樹複合Ⅱ	なし(幸水)	[資本装備]	○複式簿記の記帳	○雇用労働力の確保	6,896千円
	0.5ha	なし平棚 0.5ha(補助事業活用)	○青色申告の実施	○給料制や休日制の導入	主たる従事者数
	なし(G廿世紀)	なし棚 1ha(補助事業活用)	○パソコン等による		1人
	1.0ha	ぶどう雨よけ棚 0.5ha(補助事業活用)	経営管理	○労働環境と作業環境の改善	家族経営体労働力
	ぶどう(ピオーネ等)	スピードスプレーヤー 1台 (5戸共同)			2.0人 家族労働時間 4,000時間 雇用労働時間 2,464時間
果樹複合Ⅲ	なし(幸水)	[資本装備]	○複式簿記の記帳	○雇用労働力の確保	6,896千円
	0.5ha	なし平棚 0.5ha(補助事業活用)	○青色申告の実施	○給料制や休日制の導入	主たる従事者数
	なし(G廿世紀)	なし棚 1ha(補助事業活用)	○パソコン等による		1人
	1.0ha	ぶどう雨よけ棚 0.5ha(補助事業活用)	経営管理	○労働環境と作業環境の改善	家族経営体労働力
	ぶどう(ピオーネ等)	スピードスプレーヤー 1台 (5戸共同)			2.0人 家族労働時間 4,000時間 雇用労働時間 2,464時間

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等	農業所得等
畜産	乳牛	[資本装備]	○複式簿記の記帳	○雇用労働力の確保	7,523千円
	経産牛40頭	乳牛舎 500㎡ (個人)	○青色申告の実施	○給料制や休日制の導入	主たる従事者数
	飼料作物 延4ha	堆肥舎 150㎡ (個人)	○パソコン等による	○労働環境と作業環境の改善	1人
	(借地 2ha)	農機具庫 136㎡ (5戸共同)	経営管理		家族経営体労働力
		バークリーナー (個人)			2.0人
		飼料作物生産機械 (5戸共同)			家族労働時間
		トラクター 60馬力 (5戸共同)			4,000時間
		トラクター 30馬力 (個人)			雇用労働時間
		バキュームカー 1台 (個人) 他			120時間
		[その他の条件]			
		飼料作物畑は、水田または国営開発農地の30a以上区画で排水良好なほ場			
畜産 ＋ 水稻 ＋ 施設園芸	繁殖肉用牛	[資本装備]	○複式簿記の記帳	○雇用労働力の確保	5,432千円
	繁殖雌牛35頭	畜舎 315㎡ (個人)	○青色申告の実施	○給料制や休日制の導入	主たる従事者数
	飼料作物 延4ha	堆肥舎 45㎡ (個人) 他	○パソコン等による	○労働環境と作業環境の改善	1人
	水稻 5ha	飼料作物生産機械 (5戸共同)	経営管理		家族経営体労働力
	ミズナ(周年栽培)	水稻中型機械化体系 他			2.0人
	15a				家族労働時間
	(借地 7ha)	[その他の条件]			4,000時間
		飼料作物畑は、水田または国営開発農地の30a以上区画で、排水良好なほ場			雇用労働時間
		水稻は、基盤整備田、20アール区画			627時間
		ミズナは水田・国営開発地等の施設栽培に適するほ場			
茶 I	煎茶 5ha	[資本装備]	○複式簿記の記帳	○給料制や休日制の導入	5,148千円
	(借地 5ha)	園内かん水施設 5ha分(補助事業活用)	○青色申告の実施	○労働環境と作業環境の改善	主たる従事者数
		乗用型摘採機は利用料支払い	○パソコン等による		1人
		乗用型防除機 1台(補助事業活用)	経営管理		家族経営体労働力
		乗用型管理機は利用料支払い			2.0人
		(収穫後は共同製茶工場に委託)			家族労働時間
		[その他の条件]			2,510時間
		国営開発農地等の緩傾斜、排水良好なほ場			雇用労働時間
					0時間

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等	農業所得等
茶Ⅱ	てん茶 5ha (借地 5ha)	[資本装備] 園内かん水施設 5ha分(補助事業活用) 乗用型摘採機は利用料支払い 乗用型防除機 1台(補助事業活用) 乗用型管理機は利用料支払い (収穫後は共同製茶工場に委託) [その他の条件] 国営開発農地等の緩傾斜、排水良好なほ場	○複式簿記の記帳 ○青色申告の実施 ○パソコン等による経営管理	○給料制や休日制の導入 ○労働環境と作業環境の改善	5,188千円 主たる従事者数 1人 家族経営体労働力 2.0人 家族労働時間 2,060時間 雇用労働時間 800時間
茶Ⅲ	煎茶 2.5ha てん茶 2.5ha (借地 5ha)	[資本装備] 園内かん水施設 2.5ha分(補助事業活用) 乗用型摘採機は利用料支払い 乗用型防除機 1台(補助事業活用) 乗用型管理機は利用料支払い (収穫後は共同製茶工場に委託) [その他の条件] 国営開発農地等の緩傾斜、排水良好なほ場	○複式簿記の記帳 ○青色申告の実施 ○パソコン等による経営管理	○雇用労働力の確保 ○給料制や休日制の導入 ○労働環境と作業環境の改善	5,428千円 主たる従事者数 1人 家族経営体労働力 2.0人 家族労働時間 2,060時間 雇用労働時間 800時間
水稻作業 受託 + 施設野菜	水稻作業受託 40ha 水稻苗販売 40ha分 ねぎ(年3作) 0.2ha (借地 0ha)	[資本装備] 水稻大型機械化体系、ミニライセンサー 水稻苗供給、耕起・あぜ塗り・代かき・田植・稲刈・乾燥調製作業を受託 パイプハウス 2,000㎡(補助事業活用) ねぎは種機 1台(個人) [その他の条件] 水稻、基盤整備田20a以上の区画、受託地集積	○複式簿記の記帳 ○青色申告の実施 ○パソコン等による経営管理	○雇用労働力の確保 ○給料制や休日制の導入 ○労働環境と作業環境の改善	16,338千円 主たる従事者数 3人 組織労働時間 5,898時間 雇用労働時間 3,806時間

別紙2(第2の2関係)
【個別(個人)経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態 様 等	農業所得等
水稲大規模 ＋ 部分作業 受託	水稲 8.5ha (借地 7.5ha) 作業受託 4ha	[資本装備] 水稲大型機械化体系 育苗～乾燥調製まで経営内で完結 [その他の条件] 基盤整備田、大区画、栽培地集積	○複式簿記の記帳 ○青色申告の実施 ○パソコン等による 経営管理	○雇用労働力の確保 ○給料制や休日制の 導入 ○労働環境と作業環 境の改善	2,571千円 主たる従事者数 1人 経営体労働力 1.0人 労働時間 1,618時間 雇用労働時間 722時間
水稲中規模 ＋ 黒大豆子実 ＋ えだまめ ＋ 採種野菜	水稲 4ha 黒大豆子実 1.0ha 黒愛菜 0.3ha 紫ずきん 0.3ha 採種甘藍0.1ha (借地 3.7ha)	[資本装備] 水稲中型機械化体系 耕起、田植～収穫までを経営内で実施 (苗購入、乾燥調製はRC利用) 施肥播種機 1台 (3戸共同) 管理機 1台 (3戸共同) 豆脱粒機 1台 (3戸共同) 等 採種用パイプハウス 全額助成 [その他の条件] 基盤整備田、20アール区画 えだまめは国営開発地等の排水良好ほ場	○複式簿記の記帳 ○青色申告の実施 ○パソコン等による 経営管理	○給料制や休日制の 導入 ○労働環境と作業環 境の改善	2,540千円 主たる従事者数 1人 経営体労働力 1.0人 労働時間 1,889時間 雇用労働時間 225時間
水稲中規模 ＋ 露地野菜	水稲 4ha かんしょ 0.7ha 加工原料タマネギ 1.4ha ブロッコリー 0.7ha (借地 5.4ha)	[資本装備] 水稲中型機械化体系 耕起、田植～収穫までを経営内で実施 (苗購入、乾燥調製はRC利用) 野菜移植機 1台 (5戸共同) ブームスプレーヤー 1台 (3戸共同) [その他の条件] 基盤整備田、20アール区画 野菜類は水田・国営開発地の排水良好ほ場	○複式簿記の記帳 ○青色申告の実施 ○パソコン等による 経営管理	○雇用労働力の確保 ○給料制や休日制の 導入 ○労働環境と作業環 境の改善	2,806千円 主たる従事者数 1人 経営体労働力 1.0人 労働時間 2,000時間 雇用労働時間 464時間
露地野菜	小玉すいか 0.3ha 露地メロン 0.2ha かんしょ 0.7ha 青果長だいこん 0.5ha (借地 0.5ha)	[資本装備] トラクター 20馬力 1台 (個人) ブロードキャスター 1台 (個人) だいこんは種機 1台 (個人) だいこん洗浄機 1台 (個人) かんしょつる切り機 1台 (個人) かんしょ収穫機 1台 (個人) うね立てマルチャー 1台 (個人) 他 (かんしょは収穫後は選別出荷施設に委託) [その他の条件] 砂丘・国営開発畑等の排水の良好なほ場 スイカ・メロンの後作にだいこんを作付け	○複式簿記の記帳 ○青色申告の実施 ○パソコン等による 経営管理	○雇用労働力の確保 ○給料制や休日制の 導入 ○労働環境と作業環 境の改善	2,598千円 主たる従事者数 1人 経営体労働力 1.0人 労働時間 2,000時間 雇用労働時間 825時間

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態 様 等	農業所得等
施設野菜 ＋ 露地野菜	ハウスメロン （半促成）0.15ha ハウストマト （抑制）0.15ha かんしょ 0.8ha （借地 0.8ha）	〔資本装備〕 パイプハウス 1,500㎡（補助事業活用） トラクター 15馬力 1台（個人） 肥料散布機 1台（個人） 灌水装置 一式（個人） 管理機 1台（個人） （トマトは収穫後選果場に委託） 〔その他の条件〕 砂丘・国営開発畑等の排水良好で、施設栽培に適したほ場	○複式簿記の記帳 ○青色申告の実施 ○パソコン等による 経営管理	○雇用労働力の確保 ○給料制や休日制の導入 ○労働環境と作業環境の改善	2,502千円 主たる従事者数 1人 経営体労働力 1.0人 労働時間 1,843時間 雇用労働時間 363時間
施設野菜 複合	ねぎ（周年栽培） 0.1ha みずな（周年栽培） 0.12ha （借地 0ha）	〔資本装備〕 パイプハウス 2,600㎡（補助事業活用） トラクター 15馬力 1台（3戸共同） 全自動は種機 1台（3戸共同） 灌水装置 一式（個人） ねぎ洗浄機 1台（個人） みずなは種機 1台（3戸共同）	○複式簿記の記帳 ○青色申告の実施 ○パソコン等による 経営管理	○雇用労働力の確保 ○給料制や休日制の導入 ○労働環境と作業環境の改善	2,510千円 主たる従事者数 1人 経営体労働力 1.0人 労働時間 2,000時間 雇用労働時間 343時間
露地野菜	かんしょ 0.5ha カボチャ 1ha ニンジン 0.6ha キャベツ 初夏どり 0.4ha 秋冬どり 0.6ha ブロッコリー 0.3ha （借地 3ha）	〔資本装備〕 トラクター 35馬力 1台（個人） ブームスプレーヤー 1台（個人） トラクターリフト 1台（個人） 野菜洗浄機 1台（個人） 堀上げ機 1台（個人） 国営開発畑等の排水良好で、施設栽培に適したほ場	○複式簿記の記帳 ○青色申告の実施 ○パソコン等による 経営管理	○雇用労働力の確保 ○給料制や休日制の導入 ○労働環境と作業環境の改善	2,900千円 主たる従事者数 1人 経営体労働力 1.0人 労働時間 2,000時間 雇用労働時間 300時間

別紙3（第5の2（3）関係）

I 農用地として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃貸借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 賃貸の算定基準	③ 賃貸の支払方法	④ 有益費の償還
1 存続期間は原則として10年（地域状況、作付け作物状況等により5年の整数倍数の期間を可能とする。）とし、存続期間終期は別に定める地域単位ごとに一定とする。ただし、地域単位内において、その存続期間中に新たな利用権設定（又は移転）が生じた場合は、その存続期間を地域単位における終期と同一とする。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の賃貸の額に比準して算定し、近傍の賃貸がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される賃貸の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。	1 賃貸は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る賃貸の金額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。 3 賃貸の支払いは、金銭をもってのみ行うものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 京丹後市における農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）が農地中間管理機構を経由して（農地中間管理事業）実施されることから、前項にかかわらず利用権の設定を受けた者が当該利用権に係る農用地の返還に際し当該有益費の支払い請求等を行う場合、農地中間管理機構が全てその請求処理の解決に当たるものとする。

Ⅱ 農業用施設用地として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の①に同じ。	農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。	I の③に同じ。	I の④に同じ。

Ⅲ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力を換算して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。